

税制調査会（第5回税制調査会 法人課税ディスカッショングループ）議事録

日 時：平成26年5月9日（金）13時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

## ○大田座長

ただいまから第5回法人課税ディスカッショングループ（以下、「法人課税DG」という。）を開会します。

今回は、法人成りを含めた中小法人課税、それから、公益法人課税を議題にします。法人課税の議論で毎回熱心に御議論いただいておりますが、各論は今日が最後になりますので、思いの丈を御発言ください。

今日は、この法人課税DGに続けて総会が開会され、外部の有識者をお招きしてヒアリングをします。

それでは、カメラの方はここで御退室をお願いします。

（カメラ退室）

## ○大田座長

では早速、議題に入ります。前回までの会議と同様に、私と事務局とで今日の論点を取りまとめていますので、その説明を事務局からいたします。続いて、論点に関連する部分を中心に資料を説明します。

まず、財務省の富安税制第三課長、お願いします。

## ○富安主税局税制第三課長

「今回の主な論点」という一枚紙を御覧ください。読ませていただきます。

### 【中小企業関係】

1. 銀行の中小企業の基準（資本金1億円以下）では、全法人の99パーセントが中小企業に分類されることになる。公平の観点から、この基準を数段階にする、又は引き下げるべきではないか。
2. 現在、中小企業にかかる基準は資本金だけである。しかし、高所得の中小企業が特例措置を受けているという会計検査院の指摘に鑑み、特例措置の適用に際して他の基準を用いることが合理的な場合があるのではないか。
3. 軽減税率を含め多種の優遇措置が講じられている結果、収益力が低い企業が存続し、産業の新陳代謝が阻害される面があるのではないか。

基本税率（25.5パーセント）を引き下げる場合、現在の軽減税率についても必要性を再検討すべきではないか。

（注）中小企業については、800万円以下の所得に以下の軽減税率が適用される。

本法：25.5%⇒19%、租特法：19%⇒15%

中小企業向け租税特別措置は、他の租税特別措置と同様の考え方（第3回DGで議論）で見直すべきではないか。

4. 個人・法人間の税制上の違いによって法人形態を選択する「法人成り」については、その歪みを取り除くべきではないか。例えば、恣意的な配当の繰延べ等が行われるおそれがあることを考慮し、同族会社の留保金課税は、中小企業も適用対象とすべきではないか。

#### 【公益法人等関係】

1. 介護事業と保育事業は、多様な主体が競合して実施している。特に介護事業は、法人税法上は収益事業とされているものの、社会福祉法人等が実施する場合は特例として収益事業から除外されている。この特例を経営形態間のイコール・フットィングの観点から見直すべきではないか。
2. サービス提供主体の多様化や市場の変化も踏まえ、公益法人等や協同組合等に対する課税について、上記以外の優遇税制全体についても、抜本的な見直しに着手すべきではないか。

資料の法D5-1「法人成り問題を含めた中小法人課税」を御覧ください。

1 ページを御覧ください。論点に沿って御説明します。一番上の段が全体の法人数ですが、色塗りが資本金1億円以下の中小企業の数に該当します。全体の99パーセントを占めています。

2 ページを御覧ください。中小企業を資本金1億円以下で分けていますが、税制によっては資本金1億円以下でさらに細分化している例があります。ここに挙げたのは中小企業投資促進税制です。資本金3,000万円以下と3,000万円超で分けています。3,000万円以下の方が財務体質が脆弱だということで、設備投資をした場合の特別償却、あるいは税額控除について、より優遇措置を講じています。

3 ページは論点の2に関連するものです。以前御説明しましたが、会計検査院による意見表示ということで、下線が引いてありますが、多額の所得があり担税力が弱いとは必ずしも認められない中小企業者が存在していて、優遇措置を受けることが適切かという意見が出ています。

4 ページは租税特別措置の適用実態調査からのデータですが、軽減税率の適用を受けている中小企業のそれぞれの所得階級別のウェイトです。資本金1億円超5億円以下というところがありますが、大企業の平均所得が4.2億円とされている中、1億円超の所得を2万社程度の企業が稼いでいます。

5 ページを御覧ください。資本金以外の基準の例として、諸外国では税率についてどういった内容になっているかを挙げています。

真ん中のイギリスを御覧いただくと、年間利潤額で分けています。年間利潤額が30万ポンド超の法人は全ての所得に対して23パーセント、30万ポンド以下の法人は20パーセント課税されるということで、単純累進税率が適用されます。

それからフランスですが、ここは中小法人の定義があり、①、②とありますが、売上総額と、資本を個人がどれぐらい保有しているかが基準になっています。資本金以

外の基準の例です。

6 ページは論点3に関連するものです。中小企業は財務体質、経営基盤が弱いため、各般の措置を講じていますが、税率、貸倒引当金、欠損金関係、留保金課税、投資減税等、いろいろございます。

税率のところを御覧いただくと、①は本法で所得が800万円以下の金額について、25.5パーセントから19パーセントに軽減しています。右側に減収を書いています。さらに、租税特別措置、時限的に19パーセントを15パーセントにさらに軽減しています。先ほども御説明しましたが、様々な優遇措置が講じられて、残った所得に対して軽減税制が講じられています。しかも、②は、リーマンショック後に時限的に講じられて、現在も3年間として継続されています。基本税率を下げているので、その必要性も吟味が必要かと思えます。

7 ページは軽減税率を受けている企業の分布ですが、左側の所得階級別、丸で囲ったところがいわゆる所得800万円以下の法人のウェイトです。先ほど中小企業が全体法人の99パーセントと申し上げましたが、さらに中小企業の73パーセントの法人は所得800万円以下、すなわち国の法人税で15パーセント以内に収まっているということで、73パーセントもの中小法人がその適用を受けており、それが範囲として正しいのか、問題提起させていただければと思います。

8 ページは先ほどの論点4の法人成りに関係する部分です。まず、個人事業主と中小企業との税制の比較です。それぞれ税率、あるいは代表者の報酬の関係での給与所得控除の関係、それから、家族従業員について、事業に専従していない場合も給与を払えば損金算入できるという話、欠損金の繰越し、減価償却等、それぞれございます。

9 ページでは、赤字法人割合と法人成りが関係するかどうかについて御説明します。資料は、青い太線が全体の赤字法人割合の推移を示したものです。それから、色を塗った三つの線が資本金階級別、一番上の赤い線が資本金2,000万円未満、黄緑色が資本金2,000万円以上1億円未満、紫色が資本金1億円以上の大企業となっています。

少し技術的な説明で恐縮ですが、紫色の大企業が現在36.7パーセントと若干低下しています。これはこれまで50パーセント前後で推移していましたが、平成24年度からいわゆる繰越欠損金の控除制限が導入され、100パーセント控除できるところが80パーセントしか控除できなくなったので、所得の20パーセントに対しては税率を掛けて税金が発生し、利益法人になっていますので、制度的要因で割合が落ちているということです。これは補足です。

それから、全体について申し上げますと、足もと7割ほどの法人が赤字法人ですが、バブル前を御覧いただくと、大体5割ほどの法人が赤字法人でした。資料として御用意していませんが、法人と個人の税率、あるいは税負担で比較してみると、今も法人の方が有利ですが、バブル期、あるいはバブル以前も法人の方が有利だったので、法人成りのしやすさという意味では状況は変わっていません。

では、なぜここまで増えてきたのかですが、御覧いただくと、平成2年以降、平成10年、11年ぐらいいかけて、全体が増えています。バブルの崩壊から不良債権の処理に至るまでの間に一段、二段と上がっていますが、この傾向は、赤色の資本金2,000万円未満の法人だけではなく、紫色の大法人、黄緑色の中間の法人も含めて、それぞれ3割だったのが5割ほど、5割だったのが7割ほど、全体として、バブル崩壊から不良再建処理に至る過程で段階が変わっています。したがって、先ほども申し上げたとおり、法人成りがしやすいかという意味では、今も昔も変わりませんが、赤字法人割合が増えた理由は、法人成りではなく、経済動向の構造の問題が大きいと考えています。

10ページは、資本金階級別の同族会社の割合です。昭和60年が青色、平成7年が赤色、平成17年が黄緑色です。昭和60年は、先ほど御説明したように、赤字法人割合が非常に低いのですが、御覧いただくと、この3か年を比較して、同族会社の割合はそれほど変わっていません。ただ、この間に赤字法人割合は増えているので、同族会社の割合が増えることによって赤字法人の割合が増えたわけではありません。すなわち、法人成りは基本的に同族会社なので、赤字法人の問題がイコール法人成りの問題ではないと説明できます。ただ、法人成り自体は、制度の差ということで、いずれの時代にも生じますので、次ページ以降で説明させていただきます。

11ページは税率の差です。個人の所得税と国の法人税を比較したものです。現在は、課税所得で見て800万円のところで交わっていますが、800万円を超えると個人の方が高くなるという状況です。

12ページは、国と地方を合わせた法人課税と個人所得課税のグラフです。地方まで合わせると、若干交差する点が低くなり、360万円で交差しています。360万円を上回ると、個人の方が高いということで、先ほど御説明したとおり、リーマンショック以降に軽減税率をさらに軽減している状況がありますが、このような状況を踏まえて、軽減税率のあり方について御議論いただければと思います。

13ページは、同族会社の留保金課税です。同族会社では、利益処分について、ある程度オーナーが自由にできる、あるいは配当政策を自由にできることから、配当を遅らせることによって課税を繰り延べるおそれがあるため、留保金課税制度があります。

制度の概要にあるように、所得金額から配当、あるいは法人税、あるいは一定の控除を引いたものを課税対象として税率を掛けています。現在、この制度の適用対象ですが、基本的には資本金1億円以上の大法人となっています。ただ、先ほども御説明したように、軽減税率でかなり個人と差がある中で、さらに留保金課税についても適用を受けていない状況についてどう考えるかという論点があると思います。

14ページは欠損金の繰越控除制度ですが、省略させていただきます。

15ページです。欠損金の繰越控除のときに御説明しましたが、法人の欠損の状況ということで、欠損とは税金を払っていないことですが、7期欠損の法人がかなりある

と御説明しました。その内訳を右側で御説明します。7期欠損の内訳とは、当期は黒字がありますが、欠損金の繰越控除制度を使うことで赤字になっている法人もあるので、それがどのような比率かというものです。欠損金の分析をせよという御指示もあり、余り深く分析できていませんが、このような感じで分析させていただいています。

上の方を御覧いただくと、紫色ですが、3期黒字、要するに繰越控除を適用しているのが3期で、4期が赤字というのがあります。赤字が大きくて3期の黒字でも税金が発生しなかったのか、あるいは3期の黒字が小さくて過去の赤字で削ったのか、要因は様々だと思いますが、このような状況があります。

16ページを御覧ください。減価償却は限度額まで実態に合わせて償却できるというのですが、例えば、これは利益計上法人ですので、黒字法人については、全体が限度額100パーセントとすると、基本的には100パーセントに近いところで実際に減価償却を行っています。ばらつきは余りなく、9割の後半台というのが大体見えるかと思えます。

次のページは、税金を納めていない赤字法人ですが、こうなると、かなりばらつきが出てきます。まずは9割を下回っているケースが大きいことと、年度によってのばらつきが大きい。もちろん景気動向に応じて、稼働していないという例もあると思いますが、それ以外の例もある可能性があると思っています。

18ページです。役員給与について現在の制度を御説明します。損金算入できる役員給与と損金算入できない役員給与があります。損金算入できる役員給与は、定期で同じ額の給与を払っているケース、事前に税務署等に届出しているケース、それから、利益連動、これは公開法人になりますが、経常利益の一定割合について役員給与を払うとしているケースなど、ある程度事前に約束事ができて、それに従って定期的に支払われるような給与が損金算入でき、過大に支払われるなど、これを満たさないものは損金算入できないという仕組みになっています。

19ページは、いろいろと財務の状況を調べたものです。枠で囲っているものが二つありますが、利益率を御覧いただくと、全般的に低いのですが、資本金が低いところは財務体質も厳しく、利益率は低くなっています。それから、これもやむを得ないところがありますが、役員給与、あるいは従業員給与等を御覧いただくと、資本金が低いところは、ある程度高くなっている状況です。

20ページは、給与所得控除との関係です。右側は個人事業主の場合ですが、全体の収入から経費を差し引いたものが課税ベースになっています。左側は同族会社のケースです。法人段階ではオーナーの給与まで経費になるので、法人課税ベースが白色になります。オーナーの給与に所得税がかかるのですが、給与所得控除が引かれるので、所得税の課税ベースは白色になります。先ほどの法人税と所得税を足したものが真ん中の課税ベースで、矢印で示しているところですので、ここに不均衡があるという議論があります。ただ、平成26年度改正で、給与所得控除は、給与収入1,000万円以上に

については、定額で頭打ちにするという改正を、足もとで行ったところです。

21ページは、御紹介に留めますが、役員給与の問題について、給与所得控除に相当する分については損金算入制限するという制度が創設されましたが、平成22年度改正で廃止されています。手続的に煩雑であり、このような手法が良いのかという議論があり廃止されました。

22ページの論点は重複する部分があるので、23ページを御覧ください。4. が法人成りの話ですが、一つ目の丸については、ただいま御説明したような、①は給与所得の問題、②は減価償却の問題、③は税率の問題がそれぞれあるということです。

それから、二つ目の丸では、先ほどの留保金課税の問題があります。

それから、三つ目の丸ですが、例えば、行政サービスに係るコストを公平に負担するという観点から、広く薄く課税する。要するに、法人であれば、広く薄く課税されることを徹底することによって、結果として法人成りの問題にも対応することができるのではないかという点を指摘させていただいています。

続いて、公益法人等課税について説明させていただきます。法D5-2を御覧ください。

1 ページは全体の概要ですが、後で御説明します。

2 ページは、現在、収益事業に関して、公益法人は税務署に申告しているので、その関係の統計です。公益法人全体の数字は国税庁では把握していませんので、申し訳ありませんが、収益事業の関連で申告している法人の数字になります。

3 ページを御覧ください。公益法人について、平成20年に一度、改革が行われました。これは、いわゆる旧民法法人について、公益社団・公益財団法人、あるいは一般社団・一般財団法人と分けていくことで改革が行われています。ただ、二つ目の丸にあるように、このとき、社会福祉法人のような特別法に基づく公益法人等については、税務上の取扱いは見直されなかったもので、論点として今回はあるかと思っています。

4 ページは、いわゆる公益法人等に対する課税の考え方で、平成17年の政府税調のワーキンググループの考え方です。下線ですが、「全ての事業活動から生じる収益を非課税とすることは営利法人との間で著しくバランスを失することになるため、営利法人と競合関係にある事業のみに課税することとすべき」とあります。限定列举、今、34の収益事業の範囲があり、その範囲を拡大すべきではないか。あるいは収益事業の範疇であっても、例えば、社会福祉法人が行っている事業は一部非課税とされているので、そういったものについて妥当性を検討すべきではないかということです。

5 ページを御覧ください。収益事業からの所得に対して、今、二つの優遇税制があります。一つは軽減税率で、もう一つはみなし寄附金制度です。軽減税率については、二つ目の丸にあるように、このワーキンググループの指摘では、「収益事業課税の趣旨等に照らせば、できる限り営利法人の基本税率との格差を縮小し、営利法人と同等の税率とすることを目指すべき」とあります。現在、どのような税率が適用になっているかということ、社会福祉法人等については、軽減税率が一番下の15パーセント、そ

れから、基本税率が19パーセント、公益社団・公益財団法人については、軽減税率は15パーセント、800万円超については25.5パーセントとなっています。

次のページはみなし寄附金制度です。収益事業からの収入の一部が、非収益事業、要するに公益目的で支出した場合に損金算入される仕組みがあります。損金算入できる範囲は右側ですが、例えば、公益社団・財団法人の場合には、所得の50パーセント等まで損金算入できます。ここでの問題提起は、みなし寄附金制度によって損金算入できる上に、残った所得に対して、先ほど申し上げた軽減税率が適用されていることをどう考えるかということです。

7ページは金融収益に係るものです。下線にあるように、利子・配当等の金融資産収益に対する課税は、収益事業に属するものを除いて法人税が非課税とされていますが、そのときの論点として、次の行にあるように、会費や寄附金収入と異なり、公益法人等が事業活動を行う中で新たに発生した所得であって、税負担を求めるべきとの考え方もありますし、一方、そのような収益は公益活動を支える不可欠な財源だという考え方もあると御紹介されています。

8ページは社会福祉法人についてです。一つ目の丸にあるように、社会福祉法人はある程度公的な目的があるので、公的な規制を受けています。そのような関係で優遇税制も受けています。一方、二つ目の丸にあるように、介護保険の導入等で、社会福祉事業は、これまでの措置から、利用者が契約するサービスに変わってきています。その中で営利法人等が参入し、公平な競争条件が求められています。

例えば、左下の表のとおり、通所介護、訪問介護等は、社会福祉法人が行う場合には非課税、営利法人が行う場合は収益事業として本則税率になっています。あるいは保育事業などは、もともと収益事業に該当しないので、公益法人が行えば非課税、営利法人が行えば課税になります。

右側の表にあるように、介護保険が導入されて、社会福祉施設の経営主体は約半分がまだ社会福祉法人ですが、平成23年には約3割の営利法人が参入しており、民間企業との競合が行われています。

しかも、右下の表にあるように、高齢化の進展に伴い介護費用が急増しているので、今後、例えば、高齢化に従いGDPが伸びたとしても、このような社会保障費用も伸びていく中で、課税ベースの脱漏が起きているということが言えると思います。

9ページは、規制改革会議の最近の会議ですが、省略させていただきます。

10ページ、協同組合等に対する課税の考え方ですが、簡単に申し上げると、協同組合は組合員が出資していますが、実際に組合事業の利用分量に応じて、もらいすぎたお金を分配する、お返しする仕組みがあり、それを損金算入しています。その利用分量に応じて分配したものについて、損金算入した残りに対しては軽減税率が適用されていますが、そのような残りに対して、営利事業と競合するような事業をしている場合に、軽減税率を適用する必要があるだろうかという論点があります。

11ページは協同組合の所得階級ですが、グラフを御覧いただくと、10億円超、あるいは1億円から10億円の組合もかなりあります。

12ページは、私がただいま申したことを論点として記させていただきました。

恐縮ですが、これまでの議論に関連して作成した資料がありますので、法D5-3の参考資料の11ページを御覧ください。この会議の冒頭、税率の問題あるいは実質負担の問題、負担といっても様々な概念があるという御議論がありました。それに関連して資料を作成させていただきました。

これは、それぞれの業種の売上金額上位5社を見たものです。税引前利益に対して法人税がどの程度の割合になっているか。例えば、建設業を例にとると、税引前利益に対して、本来、そのままだと25.5パーセントですが、実際には12.9パーセントとなっています。税引前利益から何が引かれるかという点、主なものは、そこに三つ並べていますが、受取配当益金不算入、繰越欠損金控除、租特による減算です。これは地方税が入っていませんので、地方法人課税が入ると、この1.5倍ぐらいが実際に国と地方を合わせた負担になると考えています。化学工業では、租特による減算が大きくなっています。あるいは右側二つについては、繰越欠損金の影響で負担率が減っています。下の段については、所得の偏差がかなり小さいというのがあります。

#### ○大田座長

ありがとうございました。

では、総務省の開出都道府県税課長、よろしく申し上げます。

#### ○開出自治税務局都道府県税課長

地方税について御説明します。法D5-4と書かれた「中小法人・公益法人等（地方税）」という資料を御用意ください。

1ページは、国税において中小企業に対して講じられている特例の地方税への影響分を一覧表にしたものです。項目等、先ほどの国税の説明と同様です。

2ページは、国税・地方税合わせた税率の表です。これも先ほど国税から説明があったものですので、省略させていただきます。

3ページが、そのうち地方税の部分のみを切り出したものの中小法人と個人事業主との比較です。これも御覧いただければと思います。

その中身ですが、4ページは、中小法人に係る地方法人課税の税率です。一番上にある法人事業税は、中小法人、資本金1億円以下の法人について、基本税率が9.6パーセントですが、事業税は、400万円と800万円に区切りがあり、枠で囲まれた軽減税率が適用されるという関係になっています。

法人住民税法人税割は、法人の規模にかかわらず一定の税率ですが、課税標準を法人税額としているので、国税の影響を受けることとなります。

一番下の法人住民税の均等割は、資本金等の額、従業者数に応じた税率で、次のページに税率の一覧表があります。これは前回お示ししたものと同様の内容です。

6 ページですが、法人事業税の全体の姿を示したものです。一番上が外形対象法人、1 億円超の法人ですが、今、御説明申し上げているのが真ん中の段の中小法人等という欄で、全体の位置関係はこのような関係になっています。

7 ページですが、外形標準課税の概要は前回お示ししたものですので、説明は省略させていただきます。

8 ページですが、外形標準課税を導入する際、様々な案がありますので、御紹介させていただきます。

上が平成12年の自治省案ですが、全体の所得割の2分の1を事業規模額割に移行するというアイデアでした。事業規模額割は現在の付加価値割に相当するものです。この中で、中小法人に対する特例として、事業規模額割の税率を、大法人は1.6パーセントでしたが、中小法人の場合には1.0パーセントに軽減するアイデアがありました。また、報酬給与額が収益配分額の70パーセントを超える場合の、いわゆる雇用安定控除については、中小法人の場合は70パーセント、大法人の場合は85パーセントという案でした。3番目のポツですが、資本金1,000万円未満の法人については、事務負担等を考慮して、事業規模額を算定することなく、簡易事業規模額、年間480万円、税額で年4.8万円ですが、この選択性を考えていました。また、赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の赤字ベンチャー企業については、徴収を最長6年間猶予するという案でした。また、外形標準課税の導入自体を段階的にということで、当初3年間で全体の4分の1、4年目以降が2分の1という考えでしたが、中小法人については、大法人からさらに2年遅れて導入することを案として考えていました。

下が平成13年の総務省案ですが、全体の2分の1を外形としますが、付加価値割と資本割が加わったということです。大法人、中小法人ともに同一の税率で、雇用安定控除については設定がないという制度設計でした。

中小法人に対する特例については、資本金1,000万円未満の法人は、簡易外形税額、年4.8万円ですが、これらについては自治省案と同じ考えを持っていたということで、御紹介させていただきます。

9 ページは、公益法人等の関係ですが、この表の左側が公益法人等です。法人事業税については、収益事業のみを対象として、税率の欄にあるような軽減税率の適用があります。

法人住民税の法人税割については、米印の例外はありますが、収益事業のみ対象になり、均等割については、一部例外がありますが、最低税率、都道府県2万円、市町村5万円を適用するという関係になっています。

右側の特別法人ですが、地方税においては、法人税と同様の協同組合等という概念に医療法人を加えた特別法人という概念を設けていますが、これについては、法人事業税は、全ての事業が課税対象になりますが、米印にあるように、医療法人については、地方税は、社会保険診療に係る部分については実質非課税の扱いとなっています。

税率は基本税率が低く抑えられ、加えて軽減税率の適用があるというものです。法人住民税の法人税割と均等割については、一般法人と同じ、全ての事業を対象に、資本金、あるいは従業者数に応じて税率を適用するという関係にあります。

また、説明は省略しますが、参考資料に、外形標準課税における雇用安定控除の関係の資料がありますので、参考に御覧いただければと思います。

### ○大田座長

ありがとうございました。

では、これから議論に入ります。中小企業関連と公益法人等関係は区別せずに議論します。では、いつもどおりプレートを挙げていただいて、お急ぎの方は手と声を挙げていただき、御発言は1分以内でお願いします。

佐々木特別委員、どうぞ。

### ○佐々木特別委員

今日の論点の話からしたいと思いますが、かなり単純化されているので、一つ一つ読んでいくと、良いような感じもしますが。例えば、中小企業関係の論点1、どう分けるかと言っても、合理性をきちんと示した上で、どう区分をするかという話も含めてやらないと、ただ数段階にしたり、引き下げたりという話だけでは、なかなか難しいのではないのでしょうか。

それから、論点2の高所得の中小企業といったときに、1期の高所得なのか、平均の高所得なのかによって大違いで、先ほど御説明いただいた資料の中でも、資本金1億円以下で7期欠損している法人のうち、3期以上黒字、すなわち繰越控除を適用しているのが3期以上の法人が50パーセントぐらいあります。要するに、我々のビジネスでいくと、黒字の場合は比較的安定的でピークがないのですが、赤字の場合はリーマンショックのように一気に出るのです。ですから、その特性をしっかりと考えていかないと、なかなか難しいと思います。

論点3の新陳代謝の話は、一般論としては賛成ですが、セーフティネットを同時に整備しないで、ただ退出と言っても、これは日本の経済を腰折れさせると思います。また、最後の行に、「他の租税特別措置と同様の考え方で見直すべきではないか」とありますが、他の租特を見直しましょうということにつき、全員のコンセンサスを得たとは思っていませんので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、法人成りの話については、歪みを取り除くべきだというのは賛成で、では、法人成りとは何かと言ったときに、本当は定義が難しいのですが、昭和62年、平成元年、平成2年など、税制や取扱いが変わったときに、30万人を超えていたみなし法人課税選択者が激減したことも指摘されています。そういったものをフォローアップしてトレースをしたときに、本当に現実がどのようになっているのか、あと、医療法人なども、平成24年度の申告法人が47,576件で、そのうちの40,787件が一人医師医療法人なのです。そのようなところも全部、定量的にやっていただきたいと思います。

あと、公益法人のところで、いわゆる収益事業は、お互いに競合環境の中でやっているわけですから、イコール・フッティングをよろしくお願いします。

○大田座長

1、2、3は条件付きで賛成ということでしょうか。

○佐々木特別委員

結構条件は厳しいですが。

○大田座長

合理性があればということですね。

○佐々木特別委員

論点1は合理性があれば賛成です。論点2は、逆に言うと、単純に考えるのではなく、黒字と赤字の出方が違いますので、7期欠損でも、3期、4期、きちんと黒字を出している部分もあるので、そういったことをよく考えてほしいということです。

○大田座長

2番は、資本金以外の基準を考える必要があるのではないかとということです。

○佐々木特別委員

分かっています。

○大田座長

所得とは決めていません。

○佐々木特別委員

高所得の中小企業が特例措置を受けていると。

○大田座長

これは、会計検査院の指摘です。

○佐々木特別委員

その指摘に対して、余り所得に拘泥すべきではないということを言っています。

○大田座長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

今の続きになるかもしれませんが、まず、実態把握をきちんと捉えるべきです。法人企業の99パーセントは中小企業で、その中には様々なものがあり、多分、創業の浅いベンチャー企業から、生産性の高い企業から、ほとんど個人事業主と区別が付かない零細企業まで、様々あるので、それが一体どのような構造を持っているのか、例えば、同じ赤字でも、収益性が低いとしても、それが一体どのような要因によるのか。それは繰越欠損金なのか、あるいは慢性的に何らかの租税回避的な行動があるのか、そもそも生産性が低いにもかかわらず、様々な保護措置によって体質が遅れているのかは、実態がよく分からないまま様々なケースを想定してしまっている気がします。

特に法人成りの話は、有るか無いかという議論をするのであれば、先ほど法人成り

は少ないのではないかという話が資料の9、10ページで出ていましたが、この議論をするなら個人事業主との関係も見なければいけません。参考資料の1ページでは、個人事業者も数は減っていますが、一方で同族企業の数に余り変わりませんと言われると、比率として見れば、個人事業主が減って、一部同族企業に入れ替わっているケースもあり得るので、これも含めて実態だと思います。よく実態が分かっていないところは痛いと思います。

あともう一つ、実は、中小企業の話をするときに少し気を付けなければいけないのは配当だと思います。配当の二重課税の問題です。実は論点として出てきていないし、大企業については少し横に置いて議論してもよいのではないかという議論はあると思いますが、個人事業主について言えば、一方では普通の企業と、軽減税率も含めて、ちゃんとそろえましょうと、軽減税率の特例措置を止めましょうというのはいいと思いますが、他方では、配当については、国内で資金調達をしている面もあるので、二重課税問題には留意が必要かと思いました。

#### ○大田座長

事務局にお尋ねしますが、今、佐藤委員が言われた実態把握は、もう少し詳細にできるのでしょうか。富安課長、お願いします。

#### ○富安主税局税制第三課長

先ほど佐藤委員からも御紹介いただいた参考資料の1ページですが、個人事業者の数と法人事業者の数を示しています。

冒頭、佐々木特別委員からもお話がありました、みなし法人税の関係で、そこは課税が強化されて、法人成りが起きたのではないかという議論があると。昭和63年から平成元年を御覧いただくと、315万社が309万社になっており、ここで約6万社減っています。これは、みなし法人税がその当時、課税が強化されたためと言われていますが、それ以降、個人事業者は増えているので、影響は相対的にかなり小さかったと言えると思います。

また、佐藤委員の御指摘ですが、例えば1ページを御覧いただくと、法人数は基本的に名目GDPの伸びに応じて増えています。個人の事業者数はバブル以降、かなり減っていますが、それを吸収できるだけ法人数は増えていません。

それから、最近、資本金1円でも会社ができるという話がありますが、平成18年からそうになっていますが、例えば、資本金100万円未満の企業数は、足もと、平成22年直近ですが、オレンジ色の小さい薄いものですが、これは約10万社で、これも全体の企業数からすると、ウェイトはかなり小さいと言えると思います。

それから、本体資料の19ページを御覧ください。先ほど少し御説明しましたが、財務体質がどうなっているのか、分析を試みたものです。御覧いただくと、先ほども御説明した利益率はどうしても資本金の割合が低くなるにつれて低くなっていくという状況があります。したがって、赤字にもなりやすい構造があります。その要因に何が

あるかを分析しなければいけないのですが、販管費のウェイトが高ければ、従業員給与、あるいは役員給与を含めた人件費も高いことが見てとれます。

また、先ほど減価償却費のところでも御説明しましたが、基本的に減価償却費は限度額の範囲内で任意に計上できます。個人事業主については強制償却ですが、法人については任意に計上できますので、先ほど御覧いただいたように、かなりばらつきがあるところで、この法人課税DGでも、委員の方から、そういったことも利益操作の一つとして使われている可能性があるのではないかと指摘をいただきました。

#### ○佐藤委員

多分、問題意識の違いだと思いますが、このような図表で見せているのは、あくまでもマクロというか、全体の数がどう変わったかという話をしてはいますが、法人成りというのはミクロの議論なので、本当は個票データをきちんと使って分析しなければいけません。従来の個人事業主がどのように入れ替わっていったかは、業態によっても違うし、資本金はもっと小さいレベルで起きているのかもしれない。別に私は有ると言っているわけではありませんが、これはミクロ分析が必要な分野なので、このマクロの数字だけを見て、無いという結論も言えないと思いますので、そこはもう少し詳細に、ミクロ分析、個票分析をしなければいけないという意味では詳細な分析が要ると思います。

#### ○富安主税局税制第三課長

済みません、一点だけ補足させてください。私が申し上げたのは、赤字法人割合が7割あることについて、それは法人成りが原因ではないかという議論がありますが、それが根本原因ではなく、大法人も、バブルが崩壊して不良債権処理の過程に至るまで、約2割、赤字法人割合は増えています。それと同じような傾向で、中小企業も5割から7割に増えています。したがって、赤字法人問題を語る時に、法人成りが根本的に原因なのだということではなく、法人成りは法人成りとして、まさに佐藤委員が言われるミクロの問題として、それぞれ一つ一つの制度がどうなのか分析しなければいけないのですが、赤字法人に対してどう考えているかというとき、それは法人成りの問題を解決すれば解決できる問題ではないと御説明したかったところです。

#### ○大田座長

では、佐々木特別委員、お願いします。

#### ○佐々木特別委員

全体の割合が分からないときに、その影響度が大きいと無いた言えるのは、まずおかしいと思います。まずは、法人成りのものと、本当にきちんとした事業を行っているもの、それから、法人成りをしたときに、同族の人たちが働いていなくても役員になっているなど、そういった経費などの中身をしっかりと把握した上で、本来取れるものを取っていないものと、課税ベースを拡大して取るものは違いますので、要するに、捕捉をきちんとした上で、足りない部分をどうするかという議論をしてほしいと言って

いるだけで、法人成りが欠損法人比率70パーセントの一番大きい原因であるなどとは誰も言っていないと私は思います。

#### ○大田座長

それでは、高田委員、お願いします。

#### ○高田委員

今日の論点について、最初の資本金1億円という中小企業の基準ですが、基準を数段階にする、または引き下げるべきではないかという点は、この分野ももっと実態把握が必要ではないかという気がします。もちろん選択肢にはあり得ると思いますが、合理的な線をどこで引くかはなかなか難しいと思いますし、この観点から実態把握をした上で、説明がつくような水準にするのは、そう簡単ではないと思います。

2番目の論点ですが、確かに、大企業、中小企業を分ける基準が資本金だけというのは余りに画一的すぎるのではないかというのは私も非常に感じるところであり、そのような意味では、先ほど御説明いただいた中にも海外の事例などもありましたが、様々な目的に見合った、より細かい、新たな基準を作ることを検討すべき論点ではないか。これはまさに今回議論すべき論点ではないかと思います。

3番目の論点ですが、「収益性が低い企業が存続し、産業の新陳代謝が阻害」と、これは大変重要な部分だと思いますが、確かにこれを税制だけで行うところに関しては、なかなか難しい問題があると私は思います。今日の意見書を拝見しますと、富山特別委員もいろいろ出していただいています。新陳代謝の部分は私も非常に同感するところも多いのですが、ただ、税制だけでこういったことができるのかどうか、産業を新陳代謝させて効率化させていくという意味で言うと、この部分は後半の公益法人などの議論にも関係すると思っていて、特に新陳代謝という関係から言えば、昨今、介護や保育事業、場合によっては医療、教育といった分野が、今後、日本の新たな産業に育っていくことからすれば、単に経営形態だけで対応するよりは、イコール・フットィングの状況の中で、全般的な産業としての効率化、もしくはイノベーションを図っていくことが必要になってくると思いますので、そのような観点を促す意味でも、新しいベースといいますか、新しい産業像というものを展望しながら対応すべき新たな基準を作ることが必要な状況になってきています。そういった観点の中で、公益法人なども議論していく必要があるのではないのでしょうか。それを通じて全般的な産業のイノベーションに資するものになるとよいと思います。

それから、元に戻ってしまいますが、法人成りに関して言えば、歪みを取り除くべきという論点には私も非常に賛成ですので、今回、取り組むべき論点になってくると思います。ただ、過去のオーナー課税の導入と廃止に伴う様々な経緯を踏まえると、そう簡単ではないところもありますので、運用面の見直しを含めて、かなり慎重に検討していく必要があるのではないかと思います。

#### ○大田座長

ありがとうございます。それでは、上西特別委員、お願いします。

#### ○上西特別委員

「今回の主な論点」の一つ目です。基準が資本金1億円だけというのはシンプルすぎます。ただ、どの方向性でよりきめ細かにするか、先ほどから御指摘あるように実態調査が必要だと考えます。1億円超の部分については、1億円を超えると全て大法人と同じフィールドで競争することになるので、一定の範囲の中堅法人の枠組みも必要かと思えます。1億円の下の部分については、中小企業基本法等にあるように、中小とそれ以外の小規模という分け方で、マックスで四つになるかと思えます。きめ細かくすればするほど、その境目でどちらになるのか、全体として複雑になるので、一定の範囲に留めるべきではないかと思えます。

二つ目ですが、中小企業に係る基準は資本金だけです。資本金の意味合いが薄れてきていることは皆さん重々承知されていると思えます。まず、この会計検査院の指摘について、大企業並みの所得、平均で約16億円を得ている中小企業とは、1万社中3社程度です。1万社中3社程度であっても、それをどうするのかという議論があると思えます。そうすると、資本金よりも会社の規模を反映するものであれば、内部留保も含めた純資産の部が一つの尺度になるかと思えます。単純にその年の所得で考えると、大企業であっても、所得の少ない年に中小特例を使えることは適切でないので、所得はなじみにくいのではと考えています。

三つ目のところ、特に軽減税率は、資本金で区分するよりも、その年の所得で一律二段階にすることが必要ではないかと前回か前々回に申し上げましたが、それを御検討いただければと思えます。

四つ目について、歪みを取り除くことは必要だと思えますが、留保金課税に言及されています。なぜ、中小の同族法人が配当を行わないのか。配当促進税制がこの留保金課税の一つの側面だと思えますが、最大の理由は、内部留保をとにかく行っておきたいというのは要請としてあると思えます。また、これは技術的な話ですが、配当すると株式評価が上がります。そうすると、相続税対策等を考えると、やはり躊躇するオーナーが多いことは事実です。

また、受取配当との益金算入について前回議論がありましたが、個人が株主の場合、配当控除は10パーセントです。1,000万円を超える部分に該当する部分は5パーセントなので、この部分は法人と個人のイコール・フットィングがなされていないと思えます。留保金課税に賛成するわけではありませんが、検討するのであれば、中小企業の実態と、株式評価と配当控除の所得税制も併せて議論すべきだと考えます。

公益法人等課税については、方向性には賛成です。ただ、公益法人の中にも、いわゆる巨大公益法人と中小公益法人がありますので、公益法人の分野でも一定の段階があってもよいと思えます。

#### ○大田座長

ありがとうございます。中静委員、お願いします。

#### ○中静委員

公益法人の見直しを言ってきましたが、今回、特に抜本的な見直しに着手すると入っていますので、ぜひその方向で進めてもらいたいと思います。公益法人が様々な意味での税制優遇を受けていますが、本当にそれにふさわしい事業をきちんとやっているのかどうか、その辺りの実態をどういった形でうまくチェックできるのかがかなり大きな問題になると思います。誰がチェックするのかという問題があるのですが、継続して議論してもよいのではないかと、思います。平成17年に政府税調の小委員会で議論していますが、当時からの宿題がかなり残っているので、その宿題をきちんと仕上げるのも一つの大きな仕事だと思っています。公益法人の問題に関しては、政府税調でなければ手を付けられない問題です。ぜひこの問題にメスを入れて、国民の税制に対する信頼を取り戻す契機にしてもらいたいと思います。

#### ○大田座長

ありがとうございました。野坂委員、お願いします。

#### ○野坂委員

今、今年の3月期決算の発表が相次いでいます。昨日、トヨタ自動車が決算発表しました。その中で大変印象的な発言がありました。トヨタの社長が、しばらく納税できなかったが、ようやく納税できる会社になったのだ、これによって社会貢献できる、率直にうれしいという発言がありました。トヨタと中小企業ではもちろん規模が違いますので、ストレートに比べられませんが、企業がしっかり稼ぎ、そして応分の負担をして社会貢献をする、これは企業の規模にかかわらず、企業経営者に求められる重要なポイントだと思っています。

そのような観点で「今回の主な論点」を見ると、まず第一点の中小企業の基準について、先ほどから様々な発言がありましたが、確かに99パーセントも中小企業に分類されるのは、いかにも比率が多い印象があります。例えば、中小企業の投資促進税制や地方税の法人事業税について、税率の区分があるという説明がありましたが、そういったケースも参考にしながら、何か工夫の余地はあるのではないかと、思います。論点の1番、2番にも関係しますが、これまでの積み重ねたものをゼロから見直して、ここでどうすることがあるべき税制として望ましいのか考えるべきだと思います。

また、今、法人税の実効税率を下げるか、下げるならどうするか議論している以上、冒頭の発言にも関連しますが、一方では、稼いだ企業にはしっかり払ってもらわないと国民は納得しないと思いますので、そこは十分に押さえておく点だと思います。

また、公益法人については、様々な公益法人があります。それを留保した上で、民間と競合している部分についてイコール・フッティングは当然であって、民業圧迫にならないように、ある程度の公益法人の課税強化はやむを得ないだろうと思います。

#### ○大田座長

ありがとうございました。山田特別委員、お願いします。

### ○山田特別委員

今回の主な論点の4番から先に意見を言います。「個人・法人間の税制上の違いによって法人形態を選択する『法人成り』については、その歪みを取り除くべきではないか」という点には賛成ですが、このペーパーの後段に、同族会社の留保金課税は中小企業も適用対象とすべきではないかと書いてある点については反対です。社内留保をすることがいかにも悪いこと、もしくはある程度は当然配当すべきという理屈が前提の意見と思われませんが、他方で純資産を充実させることは、倒産しにくい会社になるという点で企業体質を強くすることですので、配当しなければならない、配当しないことはおかしいのだとする考え方には素直には賛成できないという点で、後段については反対です。

それから、前段の三つの点の一つにくくれるテーマだと思いますので、全体的には賛成ですが、例えば、節税の観点から経営の組織を変えるとといったことは非常に危険で、経営よりも節税を優先する志向の経営が行われれば、その企業は倒産リスクがより高まるといってよいと思いますので、ある意味で安直な節税の方向に誘導するような税制はない方がよいと思います。その観点から申し上げますが、例えば、高所得だと中小企業ではないとすると、分社経営を進めて高所得を分散することができて回避できてしまう点から、節税のための組織の変更を誘引してしまうリスクがあるので、この基準はいかなものかと率直なところ感じます。

同様に、中小企業の軽減税率の特例を充実させていくことは、存続も含めてですが、所得800万円までの軽減税率だけで議論されていますが、実は、10社に分社経営をすると、800万円掛ける10社イコール8,000万円になり、これも中小企業で分社経営を促進する誘因となりかねない税制という危惧を感じますから、こういったことも含めて検討すべきだと思います。

それらを総合して、私の個人的な意見としては、3番の制度そのものの必要性を再検討すべきではないかとしている点に賛成です。

### ○大田座長

ありがとうございました。では、土居委員、お願いします。

### ○土居委員

まず、今日の論点の一点目ですが、資本金以外のことも含めて、資本金1億円以下という基準だけで法人税制の区切りを付けてよいかについては、私もそう思います。できればある程度の段階を設けて、1億円の境目でいきなり税率が大きく変わる、優遇措置がなくなるという、ある種の崖というか、大きな切れ目ができてしまうことにならないようにした方がよいと思います。

ただ、資料にもありましたが、他国のように、法人所得に対して、あたかも累進課税を行うかのような形の税率設定などは、私は不適當ではないかと思っていて、法人

所得は大きくぶれるという話が先ほどもありましたし、ある程度合理的に操作することもあり得ますから、累進課税を採ると、むしろ悪い方向に所得を操作することを誘導してしまう可能性がある。そのような意味では、できるだけ一律的な税率を設定することになりますが、税率の適用には、資本金など、他の基準を設けて数段階に分けることはあり得ると思います。

それから、3番目の論点ですが、軽減税率を含めた多くの優遇措置が講じられており、必ずしも収益力の低い企業ばかりが恩恵を受けているわけではありませんが、そのような意味では、税制以外の点でもきちんと新陳代謝が図れるような方向、例えば信用保証制度もそうですし、そういった様々な議論をしないと、税制だけでは完結したことになると思います。

もう一つ、今日の議論には、中小企業は何かと優遇されているという認識が背景にあるような印象もありますが、私自身は、優遇されている、だから税を取れるはずなのに取れていないことに着目するよりは、企業行動に歪みをもたらす税制を無くす観点からこういった議論をする必要があると思います。必ずしも本意ではないが、税制面で優遇されているから一方になびくという形で企業行動が歪む。こういったことをできるだけ無くすことが必要ではないか。もちろん、政策的に促進させることを意図して優遇措置を講じるのは、別途、時限を設けて考えていく必要はありますが、企業行動の歪みが税制によってもたらされるのであれば、それはできるだけ無くしていくべきだと思います。

ですから、4番目の論点の法人成りの話も全く同様で、個人事業者のままでいた方が良いのか、法人になった方が良いのか、そこに非中立的な、制度的な要因があるがゆえに、どちらが得かという話が出てきて、得する方を選んでいるから、良くないことをやっているという変な疑念が生じてしまっています。私は、どちらを選ぶか、それは当然、経営判断によって合理的に決めているところなので、そこに疑義を呈するのはおかしく、むしろ制度が問題だと思います。税制面で何らかの歪みを企業行動にもたらしているのなら、それを改める方向で法人税制なりを見直していく必要はあると思います。ただ、法人成りの問題は法人税だけでは解決できない問題があることは指摘されているとおりで、給与所得控除、さらには相続税も、本当に一体的に改めないと、法人税だけを変えたところで法人成りが改まることにはならないと思います。

最後に、公益法人ですが、私も特に介護事業に関しては、株式会社も参入できる状況になっている中で、社会福祉法人だけは収益事業から除外されるという特例があるところは、きちんとイコール・フットィングを図る方向で見直していくことが必要だと思います。あと、公益法人の事業も、収益事業と非収益事業との間の基準をさらに明確化して、かつ、一度、公益認定を受けたからといって、今行っている事業は税制の恩典を受け続けてよいというのではなく、立入検査をするなど、様々な方法がありますから、きちんと実態に合わせて、本来すべき事業とそうでない事業があり、き

ちんと課税する必要があるなら課税するという方法で、公益法人に対する事業の性質の明確化及び適正な税制上の対応が必要だと思えます。

#### ○大田座長

林特別委員、お願いします。

#### ○林特別委員

中小企業の1番と2番と、公益法人の1番と2番に関係することですが、企業を分類することは好きにやってもらってよいと思えますが、制度上で企業の形態に応じ税率を変えるのは理解できません。同額の利潤があれば、企業形態が異なっても、それに応じて同様に課税すれば、単にそれでよいのではないのでしょうか。というのも、企業は人ではないからです。個人の場合ならば、資本所得なり労働所得なりとして付加価値が要素所得として帰着しているわけですから、個人に帰着した所得に応じて税率を変えることは理解できます。しかし、企業課税において、利潤ではなく企業形態に応じて税率を変えることについては合理的な説明はできないのではないのでしょうか。つまり、大企業や中小企業など形態が変わっても、同じ利潤を上げている企業には同じように課税すべきということになります。もちろん税率構造については、利潤が大きいところからは余計にとる、つまり、累進にするという議論は形態にかかわらず可能です。特に、企業利潤が每期ぶれるのであれば、累進にした方が分散は小さくなるので、かえってプラスの面もあるかもしれないと思えます。

3番は、今回の議論で強く感じているところですが、税制を産業政策の手段として考えるのは、少し本筋からずれた議論ではないかという気がします。産業政策云々というのであれば、それ相応の別の手段があるはずなので、税制としてはどっしり構えて、筋の通った仕組みを考えた方がよいと思えます。

中小企業の4番目ですが、企業には生産活動以外の労力を使わせない方がよいので、こういった法人成りのインセンティブがあることは好ましくないでしょう。これは多分、技術的な議論なので、よく御存じの方を中心に技術的に詰めていただければいいと思えます。

#### ○大田座長

ありがとうございました。佐藤委員、お願いします。

#### ○佐藤委員

重複したコメントになると思えますが、やはり中立性、ここで言う中立は別に税収という意味ではありません。企業行動に対する中立性を重視すべきであって、税制が法人化するか、個人事業で行うかという、組織の事業形態の選択のインセンティブに影響を与えてはいけませんし、競争条件に対して影響を与えてもいけません。たまたま中小企業だから恩恵を受けて、結果的に何らかの競争力を持つということがあってもいけないので、林特別委員が言われたように、産業政策として使いたいというよりは、産業に対して中立的な税制をどう仕込むかという視点が必要だと思えます。

今回、四点列挙されていますが、恐らくですが、軽減税率を普通の企業とそろえることさえすれば、他の企業がぎりぎり言うことはなくて、中小企業だからというのではなく、競争条件といいますか、3番でしたか、今の軽減税率のあり方をまずきちんと押さえられるかどうかで1番と2番に対する負荷も変わってくると思います。軽減税率という恩恵があるために1番のような区分の整理が大事なのか、2番のようなケースがあったらどうするのかという議論になりますので。ですから、仮に軽減税率にそれなりの対応ができるのであれば、1番、2番に対する負荷はやわらぐと思います。ただ、逆に軽減税率を残すのであれば、1番、2番はきちんと対応する必要があると思います。

それから、4番の法人成りは、重要な問題だとは思いますが、先ほど土居委員も言われたように、法人税の中だけでは議論は完結しないと思うので、給与所得控除を含めた個人所得課税のあり方にまず目を配らないといけないと思います。

#### ○大田座長

岡村委員、お願いします。

#### ○岡村委員

今まで言われた中立性の問題、あるいは、あるインセンティブを与えないということから、論点の3と4に関して意見を申します。この二つの問題は、個人所得税の問題として考えるべき側面がかなり強いと思います。例えば、同族会社の留保金課税ですが、この制度がなぜ存在しているかということ、個人所得税の限界税率が法人税率よりもかなり高いという状況があります。そのときに企業が利益を法人内に留保して、個人の高い税率の適用をずっと繰り延べていく。このことが問題ではないかということから、この制度が入ってきたのだと思います。

もし法定税率を引き下げることになって、そして個人の最高税率は現在45パーセントで、これをそのまま維持するとなると、この二つの税率の格差が2倍を超えて大きくなるような状況が考えられて、そのときには法人の中に利益を留保してしまうことによる個人所得税のエロージョンというのか、課税ベースの浸食という問題が深刻に起こってくるだろうと思います。

さらに、制度的な問題として、法人成りができる人とできない人がいるので、その公平の問題も考える必要があると思います。

さらに、法人と個人を比べたとき、損失の扱いにかなり違いがあります。所得税では損失控除は一般的には認められていません。特別な規定に該当しない限り控除はできません。雑損控除などの規定です。ところが、法人税の方では、第22条第3項第3号という規定があって、損失は原則的に損金算入できるとなっています。所得分類もなく、欠損金の繰越しの期間も3倍違います。

それから、今日、主税局から指摘がありました。減価償却制度を使うと、減価償却を引き延ばすことによって、実質的には繰越欠損金の控除期間を延ばすことに近い

ことをしようと思えばできる。しようと思えばできるのは制度としての欠陥ですから、そこは当然、正す必要があると思います。

#### ○大田座長

ありがとうございます。田中特別委員、お願いします。

#### ○田中特別委員

私の意見はとても重要なので、もう少し早く論点をいただければ整理ができたのですが、改めてお話をさせていただきます。中小企業の関係の背景を考えると、論点の1番から4番は、当然、全て賛成しかねます。

その理由は、まず1番について、全法人の99パーセントが中小企業に分類されるということですが、そのとおりだと思います。ただ、そこに書かれているように、どのように分類できるのかという話になると、なかなか正当性のある理由が見つからないのが現状です。しかも、現状で対応している企業一つ一つに一つずつ理由があって、それを移すには、もう少し正当な理由がない限り難しい。現状ではいたずらに変えられないのではないかと思います。

そして、2番目の資本金だけでよいのか、中には高所得の企業もあるではないかと言われていますが、先ほどお話が出たとおり、高所得の企業は本当に少ないです。それが継続して高所得かも確認する必要があるあって、全体論で言うなら、資本金で分けていく現状がある程度説得力があると考えています。

同時に、軽減税率の話も含めて考えるときに、企業数から言うと、7割が赤字と、180万社の企業に影響があります。これらの企業に対して、新陳代謝を図る上で、このように負荷をかけるという話はなかなか説得力がないのではないかと。この部分が抱えている雇用、それから、社会の中で担っている役割も大きいと思います。かといって、お話にあるように、作為的に税金を払わない企業は良いとは思いませんし、効率良く社会的なサービスをして税金を払うことは企業の大事な役割だと思いますので、中小企業は悪い企業だけではないこと、かなり頑張っている企業もあることを汲み上げなければいけないと思います。

4番目の法人成りについては、法人成りの定義がよく分からないのです。個人事業でも法人でもできるという選択肢があるのは分かるのですが、我々としては、本来、法人になってしっかりと継承することが大事だと思っているので、法人になっている企業について、それをどう存続させていくか、どう社会的に役割を果たしていくかが大事な視点だと思います。そういった意味で、法人成りイコール同族会社ではないと思いますし、リスクを担って設立する同族会社もたくさんあると思います。

それから、留保金課税については、そこで得た利益を貯めているのに、なぜそれにまた税金を払わなければならないのかとか、そのようなことをすればするほど会社存続が難しくなるということがあって、一生懸命やっている会社ほど割に合わないという声がよく聞かれます。留保金課税については、それぞれの企業の経営の中で、リス

クに備えなければならないお金や、設備投資に使うお金が必要で、一概に何か悪い企みのために貯めている企業ばかりではないと思いますので、その辺りがどうなっているかをしっかり数字に表すべきだと思います。企業の考えとして、それがどう外れているのか、それがひどいのか実態として我々としてはつかめないし、そうである以上、企業としては、留保金も必要であると思います。

#### ○大田座長

田近委員、お願いします。

#### ○田近委員

今までの意見と重複しますが、特に岡村委員が言われたところを、私なりにもう一度議論させていただきます。

まず、会計検査院の意見表示を私は知らなかったのですが、多額の所得があり、担税力が弱いとは認められない中小企業が、中小企業に対する法人税率の特例の適用を受けている事態が見受けられたと、非常に明確に書いてあって、具体的には、6ページの中小企業に対する特別な扱いをどう見直すかだと思います。後でお答えいただきたいのですが、まず、基本税率が25.5パーセント、それが軽減の19パーセント、さらに時限的に15パーセントとありますが、この時限とは何を意味しているのか教えていただきたいことと、それから、4番の留保金課税が適用除外されたままなのです。

本論に入りたいと思いますが、座長がまとめていただいた論点の4番は、今日の資料を拝見していて、個人所得税と法人税の関係をもう少ししっかり書いた方が良かったのではないのでしょうか。

留保金課税に行きます。留保金課税には本当に長い議論があって、何が前進で後退かは難しいですが、留保金課税を適用除外したことを後退と言わせていただくと、後退の歴史を繰り返してきました。

考え方としては、13ページを御覧ください。ポイントは、法人税の方が19パーセント、あるいは15パーセントと。個人で受け取ってしまうと、配当でも何でもよいのですが、それが50パーセントにもなってしまいます。そういったときには留保しておこうと。したがって、留保金を残す穴を塞ぐということで、行きすぎた留保所得に対しては課税します。行きすぎたというのは、留保控除額も加味してあげますと。そういった考え方だったのが、何年か前に、これは後退に後退を重ねてなくなってきました。これが今また大切になってきたのは、法人税率を下げようとしていますから、そのとき軽減税率をどうするかという問題もあるにしても、これが今、ある意味で前面に出てくる問題の一つでしょう。したがって、これも個人所得税率との兼ね合いで考えて、法人税率だけが下がったときには、この穴は塞がなければいけないと思います。

それから、法人成りについて教えていただきたい面もあるのですが、資料を拝見していて、少し分かりにくいというか、20ページですが、オーナー企業と個人事業主の課税ベースの比較で、これは、今、申し上げた同族会社と個人事業主があって、本当

なら、もう1ページ書いてもらって、個人事業主と法人成りした会社を並べてもらわないとすっきりしません。個人事業主の経費と書いてありますが、下の課税ベースが大きく広がっていますが、法人成りすれば、その一部が同族会社と同じように家族従業員に対する給与で払うことができます。この場合はどうやって税負担を軽減するかというと、家族従業員に分けることで、それぞれに給与所得控除を含めた所得控除が適用することで利益を得ます。つまり、個人所得税で払ったほうが安いから、極限的に言えば、法人の方はゼロにして、個人で払わせてしまいます。いずれにしてもポイントは法人税と個人所得税の関係にあることを明示して書くべきだったと思います。

そういった意味では、今日の資料で、法人成りのところが弱かったと思います。これはまさに個人所得税の問題に直接関連する問題ですが、課税所得ベースで個人と法人を比べても意味はありません。ゲームが終わった後の表でしかないように思います。

したがって、申し上げたかったのは、会計検査院の指摘に対して政府税調でどう答えるか、答えることは様々あると思いますが、座長が言われるように、資本金で切っただけのよいのかどうか、あるいは軽減税率をどう考えるか。私はそれらに加えて、今回、法人税率引下げの議論に当たり、留保金課税が非常に重要な問題になってきた。そして、法人成りについては、できればもう一度資料を作って、個人所得税との関連で説明していただきたいと思いました。

#### ○大田座長

ありがとうございます。事務局からお願いします。

#### ○富安主計局税制第三課長

二点お答えさせていただきます。

まず、軽減税率について、二段階下がっている二段階部分、所得の部分ですが、これが導入されたのは平成21年度です。3年間の措置で、さらに3年間延長して、平成26年度末が一応期限になっています。

それから、20ページの資料について、済みません、説明が少し不足していましたが、一応、法人成りした完成段階、トータルのつもりで、ですから、まさにオーナー分については、課税ベースがこれだけ差があります。それから、家族従業員については、専従の場合は両方とも、個人でも法人でも経費として落ちて、家族が給与を受けた段階で給与所得控除が同様に適用になりますので、専従している家族従業員については、多分、差異がないと思います。ただ、専従していない家族従業員について、法人の方では、合理的な範囲内ですが、経費に入れられるので、そこに制度の差は若干あります。

#### ○田近委員

あと、もう一つ、13ページの留保金課税は停止されているのではないのでしょうか。

#### ○富安主計局税制第三課長

停止になっています。資本金1億円以下については停止になっています。

○田近委員

なるほど、資本金1億円超の大きな企業のみが対象。

○富安主計局税制第三課長

おっしゃる企業だけが対象になっています。

○田近委員

なるほど。同族会社は、資本金が大きくても、対象になるのですね。分かりました。

○富安主計局税制第三課長

適用対象を御覧いただくと、特定同族会社の定義が書いてあります。1株主による持株割合等が50パーセントを超える会社で、括弧の中を御覧いただくと、「資本金の額が1億円以下であるものにあつては、大法人との間にその大法人による完全支配関係がある法人等に限る」とありますので、通常の1億円以下の企業はそこで排除されています。平成19年にこれは廃止されています。適用除外になっています。

○大田座長

吉川委員、お願いします。

○吉川（洋）委員

座長が用意された今回の論点メモに沿って、まず、1番ですが、初めに佐々木特別委員が、基準を見直すのであれば、合理性を満たす形でと言われて、高田委員、あるいは田中特別委員、その他の方も言われましたが、むしろ話は逆ではないでしょうか。資本金1億円以下という基準に何の合理性もないと、それが出発点ではないかと私は思います。私は基本的な考えは林特別委員と同じで、要は、企業の強弱を見るときに、そもそも企業規模で見ることには合理性がないのです。大企業は強くて中小企業は弱いというのは、何の合理性もないと思います。中小企業基本法の考え方も少し前に変わったと私は理解していて、昔、中小企業は弱いということだったと思いますが、今は必ずしもそうではないという考え方に立っていると思いますが、それが正しい。要は、現在の様々な優遇措置の中には、合理性を欠くものがたくさんあると考えます。

4番で同族会社の留保金課税について幾つか反対の御意見があつて、配当で出すと、お金がいわば出てしまうので、会社がいざというときに倒産しやすくなるという話がありました。同族会社でしょうから、それこそ一朝事あるときには、会社を存続させたいのなら、配当を受けた人がもう一度、同族で集まって出資すればよいのではないのでしょうか。したがって、配当を出すと会社が潰れやすくなる、逆に内部留保にしておけば潰れにくいというのは、私は屁理屈だと思います。こういったことは、この論点に書いてあるような話ではないと思います。

現在の財政状況は、総じて非常に厳しい。また、法人税率の引下げについて様々な議論をしています。ですから、合理性が本当にあるかどうか疑わしい優遇措置を、この際、まきに見直して、課税ベースを広げることを行うべきだと私は思います。

○大田座長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

資本金1億円の合理性がもともとないという今のお話ですが、それはそのとおりかもしれません。ところが、合理性のないものを長い期間、システムとしてずっと続けてきたのですから、それを合理だと思って、みんなその形を整えてきていますので、それを今までのものが不合理だから、さっさと直した方が良いという議論は少し乱暴すぎると思います。この国のシステム、制度が、ここをきちんと分けて様々なことを決めてきていて、そのこと自体がもう既にある期間を経て合理性を得てきています。それをまた見直すときに合理性がないとまた歪みが出てくる。そういったお話を最初に行っていると御理解いただければと思います。

○大田座長

吉川（洋）委員、どうぞ。

○吉川（洋）委員

一言、合理性の定義が佐々木特別委員と私とでは違うと思います。

○佐々木特別委員

理屈は人間が作るものですので、合理性といったときに、例えば、ロシアと米国の合理性は違います。日本の合理性をきちんと作って、その歴史の中で税制を今まで脈々と執行してきたのですから、不合理とあっさり切ってしまうのではなく、そのことで実際に形ができたものに対して説得力のある合理性を新たに構築すべきだと言っています。

○吉川（洋）委員

一言だけよろしいでしょうか。もう少し丁寧にコメントさせていただくと、要するに、現状は必ずしも合理的でなくても、連続性は尊重すべきだと、社会において。それは私も納得します。しかしながら、合理性とは、現在、あるいは既に100年続いてきたから合理的だというのは、私の合理性の基準にはかなわなくて、したがって、連続性を尊重しながらも、改革の方向性は、現存することや過去何年続いたということとは別の合理性の基準で定められるべきだというのが私の考え方です。

○佐々木特別委員

一言だけ。

○大田座長

では、お願いします。

○佐々木特別委員

要するに、合理性の話について、世界に恒久的に必ずある合理性というものがあれば、BEPSなどが起こるわけがないのです。世界中、同じ税制で合理的にあれば、国際課税などでBEPSが発生するわけがない。そうではなく、各国がそれなりの脈々とした

歴史を持ちながら、合理性を追求しながら今のシステムができています。それを不合理の塊が今の税制ですということになると、この政府税調は今まで何をしてきたかと、多分、そのようなことになると思います。

#### ○大田座長

私も参戦したいのですが、時間がないので諦めます。田中特別委員、お願いします。

#### ○田中特別委員

確かに、正当な合理性があるかと言われて、それを説明するのは難しいと思いますが、では、中小企業と大企業との線をどこに引くかといったときに、資本金1億円辺りで線を引いておけば間違いなく中小企業のくくりはできるだろうということは確かだと思います。そういった話の中で進んできていることだと思うので、これをどうするかという話になると、中小だけではなく中堅というゾーンもその上に要るかもしれないし、中小の中でも中小のランクが様々あるかもしれませんが、今は言われるとおり、大ざっぱなつかみとしてこの線を引いていることに対してだと思います。

それから、資本金の話ですが、日本の企業は資本を十分に集めて起業するわけではない企業が多いです。中小企業はおのずとそうなります。ですから、資本が少ない状態で事業をするとすると、やはり借入れを起こして、内部留保をして返していかなければならなりません。企業の実態を見てみれば、実態上、資本が少ない企業にとって、課せられている流れは幾つかあると思うので、そういったことにも着目すべきだと思います。

#### ○大田座長

山田特別委員、簡単をお願いします。

#### ○山田特別委員

先生方のお話を伺っていると、留保金課税制度が良い制度ではないかという観点から議論されているようにとれてしまうのですが、私は反対の考え方を持っていて、もし良い制度であるならば、なぜ同族会社だけに限定してきたのか、その壁を取り払って全ての企業に適用すべきではないか、私はそう思います。

一つだけ付け加えると、ベンチャー企業などは、成長をするためにはどうしても資本の充実が必要です。それもスピーディに必要です。ですから、できるだけたくさん内部留保を増やしたい。できれば外からの資本充実も図りたい。成長企業ほど資金が重要で、それを阻害するような税制が良い税制だとは思えませんので、その点も配慮いただきたいと思います。

#### ○大田座長

田近委員、お願いします。

#### ○田近委員

それほど難しい議論ではなく、同族会社で、しかも資本金1億円以下だと、法人所得になったときには19パーセント、個人企業から配当で受け取ったときにはもっと高

い税率が適用になる。ですから、税格差があるときに内部留保をすると得になってしまうので、その部分は税で適切に補正しましょうということで、これはシャープ勧告かどうか知りませんが、延々とやってきて、それがあるときから一つずつ失われていったのです。さらに先ほど申し上げたように、今、法人税を下げようとしているところですから、この問題が先鋭化する。余り難しい問題ではないと思います。

#### ○大田座長

岡村委員、お願いします。

#### ○岡村委員

なぜ同族会社だけに留保金課税が課されているかですが、別に同族会社でなくても、不当な利益留保については税務署長の権限で課税をするといったシステムも考えられるかもしれません。アメリカはそうしていると思います。

#### ○大田座長

増井委員、お願いします。

#### ○増井委員

同族会社の留保金課税についての歴史は田近委員が言われるとおりでと認識しています。私が申し上げたかったのは、論点の1番から3番について、今日は各論ですが、全体の流れ、今回の審議の流れからして、法人税率を下げるときに、それに併せて構造的な改革をするという観点に立つと、1番から3番については、基本的な方向に賛成できると私は思います。

ただ、少し気になる点はある、例えば、1番の「公平の観点から」と書いてあるところです。ここで感じた違和感は、林特別委員、佐藤委員、吉川（洋）委員のお話を伺って、私の言いたいことは吉川（洋）委員の言われていることに尽くされていると思いました。

合理性の基準について考えるとすると、これは優遇措置を与えるときに、どのようなターゲットを絞るのが良いのかという、その指標の作り方の問題だと思います。ですから、確かに戦後長くこのような基準が存続してきたということはあるにせよ、それをどう見直すかは、移行措置の問題として考えれば良いと思います。

#### ○大田座長

ありがとうございます。小幡特別委員、お願いします。

#### ○小幡特別委員

私も、1番から3番については、今、増井委員が言われたように、総論としては、流れはこうなるべきではないかと思います。ただ、長く、今までやられてきたものから、これを変えるのはかなりの抵抗があることは当然でしょうし、方法論として、真ん中に何か別の枠を設けるなど、その辺りがかなり難しいと思いますが、総論として、抽象的には、このような流れであろうと思います。

一点、公益法人の関係ですが、私は公益認定の方の委員会にかかわっているので、

先ほど各委員から様々な御議論があったことについて一言申し上げます。基本的にある事業を行うときに、それが公益目的事業に当たるか、収益事業に当たるかについては、委員会できちんと議論いたします。収益事業、つまり、民間でも普通に行っていることをもし公益目的事業と言ってきたら、それは違うのではないかと、指摘します。一度認定した後も、事業を変更する場合は、変更認可のたびに委員会にかかるので、一応、チェックはできます。それから、公益法人には立入検査をして監督することになっています。ということではありますが、これから制度を考える上では、収益事業の方の軽減税率をどのようにしていくか、もちろん収益で稼いだものを公益に使ってほしいという趣旨なのですが、ただ、みなし寄附金の損金算入があるので、それをダブルでやる必要があるかということで、軽減税率について考えていく意味はあると思います。

それから、もう一つは、今回、公益法人改革で、5年間の移行期間が終わり、たくさんあった民法上の財団、社団について、一応、申請は締め切られましたが、非営利型の一般法人としての、財団、社団にたくさんの旧民法法人が流れ込みました。なぜ公益認定を受けないかということ、それは公益認定法人にならなくても税の優遇があるからです。つまり、公益認定法人にならなくとも、非営利型であれば、一般財団、社団でも同じではないかということで、少し違うところも当然あるのですが、多くの法人が公益認定を受けないという選択をしています。そういった非営利法人にも軽減税率が適用されることが果たして良いのか。公益認定法人ですと、今、言ったような、中立的な委員会の審議を経たり、立入検査を受けたり、様々なハードルがあるのですが、そうでない非営利型一般法人で軽減税率がどうかというのは、論点には必ずしもなかったと思いますが、抜本的な見直しであれば、検討もあり得ると思います。

#### ○大田座長

ありがとうございます。平田委員、お願いします。

#### ○平田委員

今回の法人税の減税論の原点は何だったかですが、これは古い産業を守るということではなく、やはり新しい産業を起こしていくところにあったと思います。そういった意味で、大田座長の整理ではありませんが、論点の最初のところ、先ほどから議論になっている、99パーセントが中小企業だと書いてあるところが非常に引っかかります。というのは、私も子会社を作った経験がありますが、コンサルティングの方に聞くと、資本金は1億円以下にしてくださいと言うのです。それは税制上、そちらの方が有利だからです。20年前、30年前の1億円と、今日、アメリカで中国の企業が大規模なIPOをやろうとして話題になっていますが、そういった時代に、世界を相手に1億円の資本金で一体何ができるかと。むしろ1億円は取り払って、20億円や30億円にするぐらいの話でないと、企業は生きていけないのではないかと、日本は再生しないのではないかと思います。

ですから、ここに余りこだわらずに、吉川（洋）委員が言われたように、公平感とか、特例や例外はなるべく止めていって、法人税の基本税率を大胆に短期間で下げるところにもう一度原点に戻して、中小企業で財源を探そうという議論をしてしまうと、だんだん本題がしぼんでくると思います。3年でやるとか、5年でやるとか、新聞をにぎわせていますが、3年もかけて法人税を下げていくのであれば、その間に日本企業はもうおかしくなってしまうと思います。ですから、もう少し短期間に政策効果が現れるところに原点があることを忘れないで議論していくべきだと思います。

#### ○大田座長

ありがとうございました。土居委員、お願いします。

#### ○土居委員

今日の議論が発端となって、国民にこういった、今日の論点に関連する議論が広まったときに、間違えて変なメッセージが流れないようにする必要があるとあっていて、特に同族会社と公益法人に関する議論は、被害妄想も含めて世の中に出てしまうことを懸念するので、あえて申し上げたいと思います。別に中小企業ないしは同族会社や公益法人をいじめるためにこういった議論をしているわけではないと。

ただ、なぜこのような特例的な仕組みがここに設けられているのかなど、先ほど来議論があるように、留保金課税にせよ、オーナーの給与にせよ、なぜこれがここで話題になるかという、ここでまだ出ていない議論として一つ、ガバナンスの問題にきちんと取り組んでいただかないといけないということを世の中に発信する必要があるのではないのでしょうか。もちろんガバナンスは税制だけの問題ではありませんが、なぜ留保金課税の話が同族会社だけにあるか、オーナーの給与がどうしてこのように取りざたされるかという、上場企業などにはあり得ないような、出資者からの経営者や従業員に対する規律付けが極めて弱い組織であるからです。これは私自身、学校法人という非営利法人の職員なので、身に染みてそうだと実感しますが、上場企業の場合は、当然、第三者から、本当にそんな給与水準でよいのか、本当にそんな留保をしてよいのかと厳しく問われながら、ならば配当で出しましょう、給与はこのぐらいにしましょうということになるのですが、あいにく、今日取りざたされている同族会社や公益法人は、そのような規律付けが極めて弱い存在です。

弱いからだめだと言いたいわけではなく、むしろ、だからこそ関係者の方々に、我々は厳しく規律を付けていますと、ガバナンスの強化についてきちんと答えを世の中に発信していただくことを通じて、税制面で特別なことをしなくても、真っ当な内部留保を確保していますとか、給与も何かトリッキーなことをしているわけではないとか、そういったところを説明できる形で、税制面でも歪んでいるわけではないという説明にも、ガバナンスの強化を通じてできると思います。

それから、最後に、資本金以外の基準で何かという話がありましたが、もちろん所得が基準になるのかという、これも単純ではないとは思いますが。例えば、法人住民

税の均等割のような、定額で課税する、企業活動が大きくなろうが、小さくなろうが、一定額の税負担をお願いすると、このような方向の課税の仕方は、私は望ましいのではないかと思います。

#### ○大田座長

田近委員、お願いします。

#### ○田近委員

公益法人について今回議論できてよかったというか、良い資料も作っていただいたと思います。座長のお取りまとめも良いと思います。それに加えて、介護保険が一つの例で出ていますが、非常に良い例だと思います。介護保険は、事業者に民間営利企業の参入を許した。ところが、通所介護、訪問介護等を行うときに、社会福祉法人は非課税で営利法人は課税です。これはおかしい。是正すべきです。さらに考えていくと、これは政府税調の範囲を少し超えて、まさに規制改革の問題になりますが、特別養護老人ホームは、今、市町村か社会福祉法人です。一方、有料老人ホーム特定施設は民間企業にもあります。内容やサービスがどの程度違うか知りませんが、この問題をたどっていくと、さらにもっと大きくなって、重要なところに入っていきます。そういった議論を考える上でも、せっかく介護保険のサービスを営利企業に認めて、社会福祉法人と同時にやっているときに、まずは税制で、イコール・フットィングの観点から検討することは、非常に重要な指摘ではないでしょうか。それを踏まえて、さらに、規制緩和という言葉が適切かどうか分かりませんが、例えば、特別養護老人ホームと、特定施設、有料老人ホームのイコール・フットィングという問題にも議論が広がっていくので、ぜひこの議論を深めていただきたいと思います。

#### ○大田座長

佐藤委員、お願いします。

#### ○佐藤委員

一点目の論点で、先ほど平田委員からも指摘があったと思いますが、結局、企業は、資本で資金調達するか、あるいは借入れをするか。法人税法では借入れの利息は損金算入されるので、放っておいても負債にバイアスがあります。その上、資本金1億円以下で軽減税率となると、実は資金調達の面で負債に対してますますバイアスを与えるのは否めないと思います。この基準を数段階に分けたとしても、実はこのバイアスは残るので、企業のファイナンスという観点、先ほど土居委員からガバナンスという言葉が出ていましたが、もう一つの軸はファイナンスですから、ファイナンスにかなり歪みを与えている可能性は否めないと思います。

それから、留保金課税ですが、最初に少し申し上げた配当の二重課税問題も一緒に考える必要があると思います。中小企業と大企業で何が一番違うかという、配当に係る二重課税の問題をどの程度シリアスに捉えられるかだと思うので、そうだとすれば、配当しないことによる留保金課税の問題と、配当しても二重課税をきちんと是正

してあげれば配当税の負担は減るので、留保金課税に対するニーズといたしますか、逆に留保しようという誤ったインセンティブは働きにくくなるので、二重課税のところは、中小企業について配慮が要ると思いました。

#### ○大田座長

中里会長、お願いします。

#### ○中里会長

私たちは国民に負担をお願いする立場に立っているので、同じことを主張する場合でも、表現の仕方がなかなかデリケートではないかと思えます。不合理だから課税するとか、非効率的だから退場を求めるといった言い方を仮にすると、理論的にはそのようなことはあるのかもしれませんが、様々な立場、お考えがある中で、余りはっきりしすぎた言い方が良いのか、悪いのかというのは、先生方、当然認識した上で御発言なさっていると思えますが、特に中小企業について議論する際には、理論的に良いか悪いかだけで済まないところもあるので、負担をお願いする場合には、お願いするなりのお願いの仕方があると、これは全く私の個人的な感想ですが、そのような気がします。

#### ○大田座長

ありがとうございます。心がけたいと思えます。

それでは、今日の議論をまとめます。といっても、とても難しいですが、1番から3番まで、明確に反対と言われた方よりは、明確に賛成と言われた方がはるかに多かった。しかし、明確に賛成、反対、この中間に幾つもの意見が出ています。資本金1億円以外の切り方でも、合理性、正当な理由がしっかりなければならないという御意見、しかし、そもそも今の1億円に何の合理性もないという御意見もありました。

それから、実態調査を踏まえて、中堅という枠組み、それから、中小、小規模と、しっかり実態調査を踏まえて分けるべきだという御意見がありました。それから、そもそも資本金が1億円超か1億円以下かと、規模の大小で課税の税率を変えるのは良くないのではないかと。規模を変えずに、利潤、所得に沿って掛けるべきだという御意見がありました。ここで所得に対して掛けることにも、累進と比例という二つの御意見が出ています。

それから、2番目の資本金という基準だけでよいのかに対して、資本金の意味合いが薄れているという御意見がありました。その一方で、やはり所得ではなじまない。所得の高い企業は確かに多いが、高くなったり低くなったりするのだから良くないという御意見。しかし、稼いだ企業はしっかり払うような仕組みが必要なのだという御意見。少し枠組みが違う御意見として、定額で課税するという手法も取り入れてよいのではないかと御意見がありました。

それから、3番目に関しては、もちろん新陳代謝は税だけではなく、様々な政策のパッケージでなければいけないという、これはそのとおりだと思います。ここで、様々

な特例措置はもうさっぱり無くして、税率を思い切って下げるという趣旨に戻った方が良いのではないかという御意見もありました。

それから、4番目、法人成りについても、明確に賛成と言われた方もかなりおられますが、様々な意見があり、企業行動に歪みをもたらす税は良くない、作為的な脱税は防がなければいけない、ガバナンスをしなければいけないということは全体に共通しています。したがって、そういった観点から、この歪みを取り除くのは賛成の方が多いのですが、例として挙げられた留保金課税に関して、法人税率と個人所得税率を比べて法人税率が下がってきたら、ここは課税する必要があるのではないかという御意見と、内部留保は体質強化のために、特に規模の小さい企業にとっては必要だという御意見がありました。

それから、実態を踏まえて、株式評価や配当課税も一体として見直す必要がある。当然のことながら、これを議論するときは、給与所得控除といった個人所得課税の問題も併せて考える必要があるという御意見がありました。

それから、公益法人、5番、6番については、明確に反対と言われた方はいませんでした。もちろん幾つか留保はありましたが、賛成だと。ただし、様々な社会福祉法人もあるので、そこはきめ細かくという御意見。それから、継続して見直していく、これから抜本の見直しに着手するということも賛成の意見ばかりだったと記憶しています。

今のまとめで、ここは違うという方は、どうぞおっしゃってください。

#### ○田近委員

先ほどの続きですが、留保金課税と法人成りとは同じように個人所得税と法人税が関係しています。ですが、留保金課税の方は、法人税が下がることで、同族のお金持ちの人が所得を会社に置いておくと、そのようなことでの節税行為だと。もう一方、法人成りの方は、逆に所得を家族等の従業員にばらまいてしまって、個人サイドで課税される方が安いからやるのだと。究極的には赤字法人にして、個人に課税させる。ですから、共に問題の根っこは法人税率と個人所得税で、二つの税率が違えば、当然、アービトラージが起きます。アービトラージはどここの国でも起きて、日本流に起きたのがその二つで、留保金課税の方は戦後ありましたが、この数年、先ほどの言葉を使うと後退しました。これが今、重要な問題になっているということで、概念的には法人成りと留保金課税は分けるというか、根っこは同じですが、アービトラージの形態が二つあるということだと思えます。

#### ○大田座長

ありがとうございます。佐々木特別委員、お願いします。

#### ○佐々木特別委員

先ほど、論点2のところでお話ししたのは、要するに、黒字と赤字の出方というのは、片方は継続的に出るし、片方はトランジェントで、リーマンショックのような出

方をします。リーマンショック前の資本金1億円超の欠損法人比率はおおむね42～43パーセントであり、平成24年度の欠損法人比率36.7パーセントというのは、繰越控除制限改正の影響を考慮に入れるとやはり40パーセントぐらいになっているはずで、大きな赤字が出ると回復するのに4、5年かかっています。その点も考慮に入れた上で、段階の中で入れるのであれば、ある意味では合理性があると思いますので、そういった特性もきちんと考えてほしいという意見があったことは入れていただきたいと思います。

#### ○大田座長

先ほどの法人成りと留保金課税の話ですが、事務局といろいろな議論をして、法人成りが問題だという意見はたくさん出ていますが、それに対して何をすればよいか、非常に難しかったのです。それで、前に岡村委員でしたか、同族会社の留保金課税というのを例示として出されたということで、今日、時間があれば御意見伺いたかったのですが、法人成りに対して、どのような歪みの取り除き方があるのか、それは個人所得税と併せて見直すのは分かりますが、それ以外の御意見が何かもしあれば、後から事務局にお寄せいただければと思います。

上西特別委員、どうぞ。

#### ○上西特別委員

最大のものは給与所得控除であるという認識を持っています。

#### ○大田座長

今、給与所得控除は少しずつ引き下げられてはきています。

私の取りまとめに対して、何か、違うという方はおられないでしょうか。

ありがとうございます。これで終わらせていただきます。本日は、中小法人課税、それから、公益法人課税について、活発な御議論をありがとうございました。

今回は第6回目となりますが、各論の議論はここで終わらして、次回は、この法人課税DGでの議論の取りまとめを行うことにします。次回の日程は5月16日の金曜日、10時から12時です。次回は、法人課税DGの前に9時半から30分間、総会を開催する予定です。正式な案内は事務局から連絡させていただきます。

この後、総会があります。インターネット中継の準備がありますので、10分間の休憩を挟んで再開します。総会の所要時間は2時間です。

では、これで法人課税DGを終わります。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性あることをご承知おきください。